

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第54回）・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する
ワーキンググループ（第11回）合同会合
議事概要

1. 日時：2026（令和8）年6月23日（火）10:00～11:19

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

（1）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所執行役員）

高橋賢《ユニバ政策委》主査代理（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

関口博正《WG》主査（神奈川大学経営学部教授）☆、

相田仁《WG》主査代理（東京大学特命教授）☆、

岡田羊祐委員（成城大学社会イノベーション学部教授）※、

藤井威生委員（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、

春日教測専門委員（東洋大学経済学部教授）、

砂田薫専門委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク）、

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（2）オブザーバー

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、

ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社

（3）事務局（総務省）

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、

森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、

望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【事務局】

事務局でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合にはチャット機能などを必要に応じて御活用いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これ以降の進行は大谷主査にお願いしたいと存じます。大谷主査、よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

それでは、ただいまから第54回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第11回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料1及び2を構成員の皆様には事前に送付しております。

また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省ウェブサイトを御案内しております。以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

本委員会、そしてワーキンググループでは、三次答申案の取りまとめに向けまして、今年の2月から全部で5回にわたって検討を重ねてまいりました。本日はこれまでの検討結果を取りまとめた三次報告書（案）につきまして、内容を確認しつつ、取りまとめに向けて議論を進めていくことができればと考えております。

それでは、事務局のほうからまず御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。三次報告書（案）につきまして、資料２の概要に基づきまして御説明をさせていただきます。

１ページ目、御覧いただければと思います。こちらのページでは三次報告書（案）を構成する内容の全体像をお示ししてございます。一番上の枠囲みでございますが、昨年の法改正に盛り込まれた最終保障提供責務導入、これに伴うユニバーサルサービス交付金制度の見直し等に向けまして、これまでおまとめいただきました一次答申、二次答申、これらの経過も踏まえつつ、今年の２月から必要な事項について検討を加えていただいて、その結果を取りまとめるというものでございます。

全体像として、大きく三つの柱でまとめてございます。一番左上、新たに追加するユニバーサルサービスの扱いという柱で、モバイル網固定電話等のユニバーサルサービス化に向けた検討状況をまとめてございます。

右上、二つ目の柱として、新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方という柱でございますが、最終保障提供責務の導入という大きな制度変更を控えまして、それを円滑に進めるために、役務提供確認の仕組み、あるいは、法律の規定について事業者の皆さんに予見可能性を高めるためのガイドラインの整備、このような内容をこの２番目の柱で取りまとめてございます。

下半分の３番目の柱が交付金制度の在り方ということでございます。こちらの３本の柱が全て「みんなで支えるユニバーサルサービスの実現」という一つの目的に向かって、それぞれまとめていただいたという議論の経過をこのように図示をしているところでございます。

それでは、それぞれの中身につきまして、次ページ以降で御説明をいたします。２ページ目、一つ目の柱が新たに追加するユニバーサルサービスの扱いについてでございます。枠囲みの中がこれまでの検討の経緯、それから、今回報告書でまとめるこの委員会としての考え方が、この下半分の考え方というところにございます。

キーになるところを簡単に御説明いたします。一つ目の黒丸、モバイル網固定電話につきまして、一次答申では、技術基準の検討の結果について、この委員会で取りまとめた基本的考え方に沿うものであることが確認できた段階で、制度整備に着手することが適当と

していただいております。

その後、今年の5月にIPネットワーク設備委員会において技術的条件が取りまとめられております。内容につきましては5月の会合でも説明いたしましたので、本日は割愛いたします。

三つ目の黒丸、電気通信番号政策委員会におきましても、モバイル網固定電話の効率的な提供を確保するために、提供エリア拡大のために新たな課題に多大な費用を要すると見込まれる固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置、これを要件としないという方向の取りまとめをいただいております。

続きまして、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型の扱いにつきまして、一次答申では、政府目標の実現に向けて取り組んだ後に、なお光ファイバが未整備の世帯において、令和10年度からの開始を念頭に制度化を検討するとされておりました。

これらを踏まえまして、今回、三次報告書の取りまとめ内容は以下の考え方のところでございます。まず、モバイル網固定電話について、各委員会での検討の結果は、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話について、不可欠性、低廉性、利用可能性に最大限配慮しつつ、最低限の品質を確保しようとするものと考えられ、基本的考え方に沿うものであると認められることから、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含めまして、ユニバーサルサービス化を早期に実現できるよう、総務省において着実に制度整備が進められることを期待するという考え方を取りまとめてございます。

二つ目、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型につきましては、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方、それから支援区域の指定要件における扱いを含めまして、令和9年度以降、具体的な検討に着手することが適当とまとめていただいております。

続きまして、4ページ目、御覧いただければと思います。二つ目の柱、新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方のうち、役務提供確認につきまして、こちらで御説明をいたします。

枠囲みの中でございます。経緯ですけれども、役務提供確認について、一次答申におきましては、最終保障事業者、それから確認を受ける区域内事業者、この双方にとって効率的なものとなるよう、あらかじめ取得・把握可能な情報を集約・整理した上で、運用ルールを含め、円滑な履行に資する仕組みを整備する方向で検討を進める。

それから、その検討に当たりましては、双方の事業者に生じる負担の程度等にも配慮し

つつ、円滑な調整が図られるように、事業者間での連絡調整体制を整えて検討することが適当といったまとめをいただいております。

これを受けまして、事業者間会合というのが今年の2月から5月にかけて4回開催されて、その内容を5月の委員会にも御報告をさせていただきました。その内容としては、役務提供確認の手続について、利用者の申込みの都度、事業者間の提供可否の確認を行うのではなくて、各事業者の提供エリア情報を格納したデータベースを構築・活用した確認方法を用いるという方向が検討されております。これが事業者双方の負担の軽減を図るとともに、速やかな提供可否判定の実現による利用者利便の向上を図る方向だという御紹介を5月の委員会で差し上げました。

これを踏まえまして、この委員会としての考え方、以下の3点でまとめてはどうかと考えてございます。

まず1点目。役務提供確認データベースを用いて確認をするこの仕組み自体につきましては、事業者の負担軽減を最大限追求するとともに、確認時間の短縮等による利用者利便の向上も図ろうとするものであると考えられることから、基本的には妥当なものというふうにまとめたらどうかと考えてございます。

加えまして、この役務提供確認データベースの構築・運用の業務につきましては、法令で定める義務を効率的に履行するためのものであり、全ての事業者にとって利益となるものであるという性質から、制度上、基礎的電気通信役務支援機関、現在TCAを指定してございますが、この支援機関による交付金の交付に附随する業務として位置づけることが適当という考え方をまとめてございます。

5月の御議論を踏まえまして、3点目まとめてございます。今後、以下に申し上げる点も踏まえて、利用者にとってより一層便利で分かりやすく、安心して手続を行えるような仕組みを検討すべきだという考え方をまとめてはどうかと考えてございます。

具体的に1点目、提供の求めは、ブロードバンド環境にない利用者からなされることも想定されます。したがって、利用者と事業者が円滑に連絡できる手段を念頭に置いて検討を進めること。

2点目。例えば、最終保障事業者から利用者情報の提供を受けた区域内事業者は、その提供の求めがあった提供場所へのサービス提供ができないことが明らかなときは、提供不可である旨を最終保障事業者に速やかに連絡して、その結果も踏まえて利用者に結果を回答する。現在、エリアカバー率10%を超えるとマルというようにデータベースを作ろうと

いう方向で検討が進んでいますので、残りの90%のところで提供の求めがあり、それはできないということが速やかに判断できるときは、事業者のほうから先にその結果を事業者間に共有して、利用者にお返しする。こんなことをここに書いています。

このような方法を取ることによって、このデータベースによる判定の精度を補う、これによりまして、利用者に手続上の負担を極力かけない方策を検討するということを投げかけてはどうかというのが2点目です。

3点目、利用者がこの制度を理解した上で、第三者に惑わされることなく円滑に手続が進められるように、利用者の観点からの課題を抽出して対応方策を検討するための取組の実施を検討することについても、今後検討を促してはどうかと考えてございます。

続きまして、6ページ目、円滑な運用の在り方の二つ目ですけれども、ガイドラインの話であります。まず、基本的考え方につきまして、このような方向で今後ガイドラインを作っていけばよいのではないかとというまとめをいただいております。

最終保障提供責務の導入に伴う新たなユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、その基本的考え方として、ユニバーサルサービスを提供する全ての電気通信事業者の企業努力、それから、最終保障電気通信事業者との協力関係の構築を通じました経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化、それと、経済合理性の働かない範囲での交付金制度、この両輪によりまして、ユニバーサルサービス制度の最適解を実現することを旨とすることが適当であるという考え方に立脚してガイドラインをつくったかどうかということでございます。

今後、総務省において、このガイドラインを策定するに当たっては、具体的に以下の考え方に沿って検討することが適当ではないかというまとめをいただいております。その検討の方向性でございますが、2ページにわたりまして御説明をいたします。

まず、「提供の求め」という法律上の言葉ですけれども、地方公共団体から地元住民に固定電話あるいはブロードバンドを提供してくれという申込みが事業者にあった場合、これも個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合には、提供の求めに該当するという考え方を明確化してはどうかと考えています。

続きまして、法律上、経営上の理由があればユニバーサルサービスの提供を拒むことができるという法律になっていますけれども、この経営上の理由とは何かということについて明確化を図るということでございますが、自らの業務区域内の追加的な需要に応じようとすると、その需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込めないことが経営上の

理由の典型として考えられます。

一方、追加的な需要に応じるための合理的な対応を行った上で、なお収益が見込めるときは、それは正常な企業努力の範囲内にあるものとして、原則として経営上の理由には当たらない。

具体的には米印のところで、実際に現地に行って調査をするとか、あるいは利用者側の端末の置き方を工夫することで通信環境の改善を図るとか、工事なんかも体制や工期を人繰りを工夫して調整するとか、やっていただくべきことはやっていただいて、それでもなお収益が見込めるのであれば、それは正常な企業努力ということで、経営上の理由の境界線なるべくクリアにしていこうということをこのガイドラインで試みてはどうかということでございます。

3点目、最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務を提供しなくてもよい場合というのは、「特にやむを得ない理由」と書かれています。これにつきましては、最終保障電気通信事業者の努力のみではどうにもならない地理的条件等の客観的な状況というのがまず大枠として限定して捉えた上で、社会通念上、最終保障電気通信事業者に提供させることが著しく困難または不相当と認められる場合ということで、ガイドラインにおいては、この枠の中で、なるべく具体的に書くことによって予見可能性を高めたかどうかということで、①から④の例を5月の会合でも御確認いただいたところでございます。

続きまして、7ページ目、次は近隣電気通信事業者の協力に関するガイドラインの内容をまとめています。近隣電気通信事業者の範囲ですけれども、太字のところにありますが、最終保障電気通信役務の提供のために電気通信設備等の設置が必要と認める市区町村、この全部または一部を業務区域の範囲にしている電気通信事業者は、近隣電気通信事業者として協力をするという義務を負っていただくというふうに整理してはどうかということがあります。

必要な協力という法律上の文言でございますけれども、こちらについては、近隣電気通信事業者の既存の電気通信設備等を用いて行うことを基本とした上で、現時点で想定される以下の①から③のもの、予備芯線の貸出し、コロケーションの提供、線路敷設基盤の貸出しというのを記載した上で、技術の進展等を踏まえて随時アップデートを図っていくことが適当ではないかというところでございます。

続きまして、三つ目の黒丸、近隣電気通信事業者が協議に応じることを拒否できる正当な理由という法律上の文言でございます。こちらについては、接続応諾義務を負わない正当

な理由をベースとしながら、近隣電気通信事業者による協力が既存の電気通信設備等を用いることを基本とするものであるという性質を踏まえまして、5月にも確認いただきましたこの①から③の理由を具体的にガイドラインとして明確化したらどうかというふうに考えてございます。

4点目、協定等の細目でございます。個別具体的にどういう事業者がどういう設備で、どのように協力するか、これはまちまちになることが想定されますし、逆に言えば、どんな形であっても協力できることは協力していただくということが制度の趣旨にかなうと思いますので、基本的には個別具体的な状況に応じた事業者間の協議に委ねるということが、この協定等の中身の基本であろうということをここではまとめてございます。

その上で、具体的な金額について当事者間の協議が整わないとき、総務大臣は適正な原価に適正な利潤を加えることを対価の額の基準とするとの方針を基本として裁定を行う。新たに整備するこの裁定制度における適正な原価等の算定に当たりましては、5月の会合でも確認いただきました公益事業者の電柱・管路ガイドライン、こちらを参照いたしまして、設備の減価償却費及び保守運営費に他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額、これを原則とするという方向で、この裁定方針をまとめていったらどうかというまとめてございます。

加えまして、この裁定に当たりましては、適正な原価等の算定のため、協定等の締結に至ったケースの実績値など、算定根拠となるようなデータの提供を事業者に対して求めるということも併せて手続として措置することが適当というふうにまとめていただいております。

8ページ目以降、3本目の柱、交付金制度につきましてでございます。基本的考え方の黒丸の一つ目、二つ目は、前回の6月12日の委員会での御議論を踏まえまして、事務局案に加えているところでございますけれども、ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べて一層困難となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題となっている。

このような現状においては、負担金を原資とするユニバーサルサービス交付金により補填すべきところは重点的に補填する方向で見直しを進め、離島や山間地域を含めて、どこでも利用可能な通信環境を実現していくべきである。これは委員会の総意としてこのような考え方をまとめていただけるのかなと思って今回書いてございます。

その上で、前回の御議論ございました交付金制度を利用者の理解を得ながら運用してい

くためには、交付金額の規模、それからユニバーサルサービス料への影響についても配慮しつつ、取組を進めることが適当である。総務省においては実際のユニバーサルサービス料の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討整備を進めていくべきだ。このようなメッセージを発していただくということではいかがかなと考えてございます。

以下は6月の事務局資料にも書いてあった内容になりますけれども、今般の最終保障提供責務の導入に伴いまして、自主的なユニバーサルサービスの提供に対する現行の交付金制度の手続と最終保障電気通信役務の交付金制度の手続双方に対応するということが必要になってまいりますので、事業者にとってなるべく簡素で分かりやすい統一感のある制度設計を志向することが適当ということでございます。

その上で、五つ目のポツですが、この委員会におきまして、検討結果を早期に制度に反映することを求める観点から、時期を明記できるものは極力明記することとするが、特に第一種交付金制度、電話の交付金制度につきましては、メタル加入電話の光回線電話等への移行の状況を注視しながら、適時適切なタイミングで見直しを図っていくことが適当というふうにしてございます。

今後、総務省が制度整備を進めていくに当たっては、メタル加入電話の移行状況等の諸般の事情を踏まえつつ、時期を明記したものも含め、可能な範囲で早めに制度整備に着手し、実行に移すことが適当ということで、スピーディーな対応を求めるということでまとめていただいております。

9 ページ目、第一種交付金制度の話です。第一種交付金制度の基本的な方向性でございます。黒丸の一つ目、NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行計画、こちらにおきましては、今年の4月から一部エリアの先行的な移行というのが着手されておりますけれども、令和10年4月頃からエリア単位での段階的なサービス終了、本格移行、これが始まる。そして、2035年をめどに移行を完了させるという大きな流れがございます。

二つ目ですけれども、メタル回線電話の維持コストは、この光回線電話等に移行が進む中でも当面減らないと想定されます。また、その時期については、今後の実際の移行状況によってくることを踏まえますと、当面はこのメタル加入電話をベースとして補填する現行の考え方を維持する。その上で、現行モデルをチューニングするということで、当面はこの制度というのを設計・運用していくことが適当というふうに考え方をまとめていただいております。

その上で、三つ目ですけれども、中長期的にはメタル加入電話が提供されることはなくなり、専ら光ファイバや携帯電話網をベースとしたサービスが提供されることとなりますので、第一種交付金制度についてもメタル加入電話をベースとした補填の仕組みは、中長期的にはその役割を終えてくるだろうと。

四つ目ですけれども、総務省においては、この光ファイバや携帯電話網をベースとして新たな交付金制度につきましては、メタル加入電話の移行の進捗状況も踏まえつつ、メタル加入電話移行後の電話のユニバーサルサービスがどのようにあるべきか、この在り方と併せまして、適切な時期に検討に着手することが求められるとまとめていただいておりますかと考えてございます。

この基本的方向性に立った上での具体的方向性です。1) が内容面、算定方法の見直しでございますが、算定のベースとしては当面LRIC方式を採用することが適当。

その上で、二つ目、LRIC方式に算定されたベンチマークを超える赤字部分のうち、高コスト地域（回線単価上位4.9%）に限り補填する措置でございますけれども、こちらは競合サービスの撤退が確実であること等も踏まえまして、実際に終了するまでの間にこの見直しを検討することが適当とまとめていただいておりますかと考えてございます。

10ページ目、LRICベースの補填の仕組みのいろんな補正措置が載っておりますという話を6月御説明いたしました。この補正措置の検討の方向性、三つポツで書いてございます。

一つ目のポツ、当分の間、いわゆる2σを加えた額を超える部分に限り補填する措置につきましては、令和8年度中に終了させるための制度整備を行って、令和10年度交付分から適用するとの方向性でどうかと思っております。

二つ目、いわゆる光IP補正につきましては、メタル加入電話の移行状況を踏まえながらでございますけれども、当面維持をすることとしてはどうかということでございます。

それから3点目、NTT東西が令和10年度から提供開始を予定しているモバイル網固定電話について、メタル加入電話に係る交付金算定上の扱いにつきましては、今、ワイヤレス固定電話については特例的な措置というのが講じられておりますが、それと同様とするかどうかも含めまして、今後、提供形態等が明らかになった段階で改めて検討するという事としてはどうかと考えてございます。

黒丸の二つ目、NTT東西の間で赤字額と交付金額の比率に一定の格差が生じている点につきましては、全体として第一種交付金の規模に影響を与えない範囲内において、この格差を是正するための方策を講じることが適当ではないかと考えてございます。

2) は手続関係でございます。具体的に黒丸の二つ目、三つ目を御覧いただければと思います。今回、固定電話の交付金制度につきましては支援区域制度が入りますが、この担当支援区域の単位につきましては、現状を踏まえまして、都道府県とすることが適当というふうにまとめてございます。

それから、指定基準としてのエリアカバー率、これを設定する必要ございますが、電話のあまねく提供責務が今後廃止されますけれども、NTT東西は自主的に電話のユニバーサルサービスを維持する方針を示しているということも踏まえまして、都道府県ごとに90%以上としてはどうかという結論をまとめてございます。

続きまして、13ページ、第二種交付金の基本的方向性のところでございます。

一つ目、現在の交付金制度の基本的な考え方として現れている内部相互補助につきましても、ユニバーサルサービスの提供コストを全体として捉えた上で、交付金規模をできる限り抑制する観点からは合理性があるものではないかというふうに考えているということでございます。

その上で、現行の第二種交付金制度は、あくまで電気通信事業者が自らの経営判断によって提供するブロードバンドサービスの赤字を補填しようとするものでありますので、内部相互補助の考え方をベースとした制度設計が施行されております。その上で、政策的にブロードバンド環境の整備を推進すべき地域について、限定的に内部相互補助の考え方を採らない形での設計をしてきているところでありますが、結果として、令和8年度の交付金の規模、約1.5億円にとどまっていることから、政府目標の達成のためにも見直しを検討する必要があるのではないかというのがこの委員会の課題認識として、皆さん持っていたのかなと思ってございます。

令和9年度には最終保障提供責務が始まります。それぞれの第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域におきまして、自らの経営判断によらない責務としてのブロードバンド環境の整備・維持、この赤字についてもこの交付金の制度の対象になるわけですが、その上で、全体の黒字の中で吸収するという内部相互補助の考え方を続けていくことに加えて、手挙げ制に変わるということを踏まえますと、この第二種適格電気通信事業者となることで、自主的に整備・維持を担おうとするインセンティブが失われるおそれが高いのではないかとということも前回の会合で御説明いたしました。

こういう状況を踏まえまして、ブロードバンド環境整備をより一層推進していくためには、政策的に整備を推進すべき区域として、内部相互補助の考え方を採用しない類型を拡

充するとともに、全国の各エリアでブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向での制度設計、これが中心的なコンセプト、「みんなで支えるユニバーサルサービス」、これを志向するということが必要かつ適当ではないかという方向性に立った上で、以下の具体的方向性を見いだしてはどうかということでございます。

1) 交付金の算定方法の見直しでございます。黒丸のところですが、政策的に整備を推進すべき区域に交付金資源を重点的に配分する。可能な限り令和11年度から交付できるよう速やかに制度整備に着手することが適当ということで、以下の具体的なメニューをまとめてございます。

ポツの一つ目、大幅赤字区域につきまして、全体の収支が黒字であったとしても交付金を交付可能とする方向でまとめていただけたらどうかと思っています。

14ページ目、モデル上赤字と見込まれる公設区域、未整備区域の設定ですけれども、この公設区域、未整備区域の整備・維持を政策として進めるという観点からは、モデル上赤字と見込まれるか否かにかかわらず、こういう区域を指定可能としてはどうかという方向でございます。

さらに、公設区域につきましては、公設光ファイバの譲り受けを政策として進める観点から、令和5年6月16日以降に設置された公設光ファイバを譲り受けた場合も交付金を交付可能とするように見直してはどうかということでございます。

それから、離島におけるブロードバンド環境を維持し、その整備をより一層推進するため、公設の海底ケーブルを譲り受けた場合に、この費用の全てを交付金原価の算定対象とするよう見直してはどうかということでございます。

最後のポツでございますが、事業所が存在する区域についても支援区域の対象とできるように、カバー率の算定の際に勘案するという見直しを図ってはどうかということでございます。

黒丸の二つ目、一般支援区域のところにつきまして、たとえ担当支援区域に指定されたとしても、新たな制度の施行後、手挙げ制になりますので、解除申請も可能になりますが、解除申請する意向が第二種適格電気通信事業者から示されていることから、この手続の煩雑さを回避するため、当面指定しない運用とすることが適当という考え方をまとめていただいております。

2) は手続面でございます。第二種支援区域の単位を現行どおり引き続き町字といたしまして、指定の基準について、特別支援区域も現行どおり10%超とすることで、複数の事

業者が適格事業者になり得る制度環境が整うというふうに見込んでいるところでございます。

黒丸の二つ目、現行の交付金制度と最終保障電気通信役務に対する交付金制度との間で、原価算定の考え方、交付金の補填対象になる時期がずれるということを前回の会合で御説明いたしました。このずれが生じないように、令和9年度以降の制度運用に当たりましては、事業者が自ら選定したエリアについて、最終保障提供責務、自主的提供の部分を面的に提供していくという実態に即しまして、前々年度の実際の赤字の一部をどちらも実績に基づいて補填する運用に見直すということにしようかと考えてございます。

加えまして、総務大臣による支援区域の指定の追加解除及びその前提となる回線規模等の報告につきましても、国勢調査の実施年に合わせまして、5年に1回程度に見直すことが適当ではないか。

さらに、第二種適格電気通信事業者の安定的なサービス運営を担保するための継続提供期間という要件ございましたが、最終保障提供責務の導入に合わせまして、1年たっていないと交付金はもらえないという現行の制度は短縮する方向で見直すことが適当ではないかということでございます。

それから、交付金の原資となる負担金の納付義務を負う事業者からの要望を踏まえまして、実際これから始まる負担金徴収の執行状況を注視し、顕在化した課題については、その対応方策について速やかに検討することが適当と考えてございます。

17ページ目、最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法について、こちらの考え方のところから御説明いたします。基本的に制度対応コストの軽減を図る方向で交付金の算定方法を設計することが適当ということで、具体的な在り方をまとめていただければどうかと考えてございます。

①新規設備につきましてですけれども、義務として最終保障電気通信役務を提供するために、光ファイバ等を新設したことにより実際に生じた費用であることから、この費用の全額を原価として計上することを認めることが適当。その際、手続上の負担を軽減する観点から、回線増や共用による分計というのを細かくやらずに、実際に構築に要したコスト、コスト全額を補填対象とする方向で検討することが適当ではないかという方向でまとめていただいております。

それから、既存設備に相当する部分の費用につきまして、これまでの「全部設備を特定して、割り勘して」というようなのをこのままやっていると、最終保障も非常に複雑にな

るという話がございました。1行目の中ほどですけど、第二種適格電気通信事業者において、最終保障電気通信役務の提供に係る既存設備の設備量を個別に把握する必要がない方法で事務上の負担の軽減を図る。

それから、モデル上の費用を採用するという案については、それは区域ごとの特性を反映して、合理的な手法により総務省のほうで計算するものでありますので、最終保障電気通信役務の提供場所ごとのモデル上の費用を既存設備の費用と同額というふうに見なす方法でやることによって、負担の軽減と合理的な水準というのは両方が両立できるのではないのか、このようなことを前回御議論いただきまして、この方向でまとめてはどうかと考えてございます。

黒丸の二つ目、最終保障電気通信役務としての提供が終了した場合、これ責務として提供を開始したものであることを踏まえまして、新設設備の減価償却費相当額など、責務としての提供を継続していたならば、通常補填される範囲内で一定の期間継続して算定対象とすることが適当との方向性をまとめていただいております。

それから、協力義務との関係で、最終保障事業者が支払う協力の対価につきまして、これも最終保障電気通信役務の提供に要する費用として算定対象としつつ、あくまで個別の当事者間の協議に委ねることを基本としておりますので、個別の算定方法は規定しないことが適当である。その上で、交付金規模の適正性を確保するために、自ら設備を設置するとした場合に要すると見込まれる費用よりも少ない額で協力の対価を乗せていますということを最終保障事業者が疎明する。この手続的な規定によりまして、適正性を確保することとしてはどうかという方向でまとめていただいております。

それから、最終保障電気通信役務の新規設備、既存設備の原価算定との妥当性について、現在は誰も提供していない地域なのでサンプルがないという状況でございます。したがって、制度施行後においてサンプリング調査等を行って、この妥当性を検証する仕組みというのを併せて考えていくことが適当だということでもまとめていただいております。

最後に18ページのスケジュールを御覧いただければと思います。本日6月23日、三次報告書の御審議をいただきます。今後の御審議の状況によりますけれども、今後、進めてよしとなったものにつきまして、この三次報告書を電気通信事業政策部会に夏頃報告をして、秋頃、10月めどと書いてございますが、三次答申をいただいて、その後、来年の春先の本格的な施行に向けまして、総務省における制度整備を実施したいと考えているところでございますので、本日御議論をよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

【大谷主査】

盛りだくさんの御説明ですね。ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、皆様との意見交換に移りたいと思います。御意見をいただける方ですけれども、右下のチャット欄を御活用いただきまして、宛先を全員としてお知らせいただければと思います。

資料では、新たなサービスのユニバーサルサービスの扱いであるとか役務提供確認の在り方、そして、交付金制度の見直しといったテーマにつきましてまとめていただいておりますけれども、これまで全てのテーマについて議論を進めてまいりましたので、どこからでもコメントをいただければと思っております。

それでは、高橋先生、よろしくお願いいたします。

【高橋主査代理】

高橋でございます。

おおむねこれで私よろしいかと思います、全般的には。これで進めていって、またちょっと多少の不具合があれば、また修正していくという形でいいと思います。みんなで支えるということで、利用者も含めて事業者も、誰かどこかに過度な負担がかかり過ぎないようにするような形でやっていければいいかなと思っております。以上です。

【大谷主査】

コメントありがとうございます。一番根本のところについてコメントを頂戴いたしました。

それでは続きまして、三友先生、よろしくお願いいたします。

【三友構成員】

三友です。ありがとうございます。私ワーキングのメンバーでありますので、ワーキングの報告書としては、これは完璧だと思っております。

以前、政策委員会のほうにも所属しておりましたので、そのような観点から少しお話をさせていただきたいと思います。中身の細かいところではなくて、少し理念的な話をさせ

ていただきたいと思います。三つございます。なるべく簡単に申し上げます。

一つは、今の議論というのは支援することがありきの議論をしているわけですが、その前提となるのは、企業努力や競争環境のなかでブロードバンドを提供するということころでありまして、それをどういうふうに政策が支援するかということだと思います。そういう意味で、あまり支援することを前提とした議論ばかりするのではなくて、その一つ手前にある企業努力や競争環境の維持を忘れてはいけません。どっかそういったところが触れられているといいなというのが一つです。

それから、今の点に関連して、ビジネスインセンティブというものをどういうふうに確保するかということとはとても重要だと思います。政策が出過ぎてしまうとビジネスがシュリンクしてしまう可能性がありますので、その辺の兼ね合いをうまく考える必要があります。

それに関連して、今後、今も既にそうですけども、2制度が並行して走ることになりりますが、なるべくこの状況というのは短いほうがいいわけですし、いかにしてそのBBユニバのほうに収束していくかということを、次の段階として考えていかなければならないと思います。

3点目は、ブロードバンドユニバという新しい制度の理念をもう少しちゃんと考えておかなければならない、再確認しておかなければならないと思います。ただ単に電話のユニバからブロードバンドユニバと技術が変わっただけではなくて、電話のユニバのときにはミニマムアベイラビリティを提供するというのが理念だったわけですが、ブロードバンドユニバという高品質BBの全国ネットワークをみんなで支える、いわゆるサステナビリティのようなものが新しい理念として入ってくるわけですし、そういった背景となる考え方、理念をきちんと整理しておいたほうが、今後国民にこの制度を理解していただくときにも必要になるのではないかと思います。

私から以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。理念を丁寧に御説明いただきまして、多くのメンバーが共感しながら聞かせていただいたと思います。

それでは続きまして、藤井先生、お願いいたします。

【藤井委員】

藤井でございます。まとめていただきまして、ありがとうございます。私として内容的に特に問題あるところがあるというわけではありません。ちょっとコメントだけさせていただきます。

1点は4ページのところで、前々回ぐらいにかなり議論された役務提供確認の手続のところに関することですが、これについてはユーザーのほうの視点に立ってしっかり注意してくださいというところが盛り込まれたので、この点、非常によかったかなというふうに思います。特にユーザーがどこにコンタクトしていいかわからないとか、それで諦めてしまうというようなところがないように、これからもフォローをお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点は、全体に関わるところでもあるんですが、今回カバー率というのがいろんなところで出てくると思うんですが、ブロードバンドであったりとか有線の電話のカバー率というのはかなり明確に規定されているのではないかなと思うんですが、今後、モバイル網や固定電話であったりとか、共用型はどこまで入るか分からないですが、ワイヤレスブロードバンドが入ってくるときには、携帯電話関係のカバー率との整合性をとっていかなきゃいけないのではないかなと思います。

携帯電話の場合は世帯カバー率ではなくて、人口カバー率であったりとか、面積カバー率であったりとか、多分カバー率の定義かなり違うんじゃないかなと思いますので、この辺りで混乱を招かないように今後整理していただけるといいかなというふうに思いました。私からは以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。貴重なこれからの御示唆をいただいたと思っております。

それでは続きまして、皆さんほぼ同時にチャット欄に御記入いただきましたが、春日先生、お願いいたします。

【春日専門委員】

春日でございます。案をまとめていただきまして、ありがとうございました。私としては全体の方針に異論ございません。こちらの方角で進めていただければと思います。

1点だけコメントすると、6ページ目のところなんですけれども、いずれ整備すると言

われていたガイドラインにつきまして、恐らく全部ではないと思いますけれども、一部を具体的にお示しいただきました。これだけでもイメージが分かりやすく思いました。

こちらのほうは省令の整備に比べると、時期的な制約は少ないのかなという気はいたしますけれども、それでも一方、事業者さんが手を挙げて、具体的に最終保障提供責務を負ったりする場合に非常に参考になるようなものですので、できる限り具体的に整備のほうを早く進めていっていただければと思いました。

一方、やってみたら新たなガイドラインが必要だとか、想定していなかったようなトラブルが出てきたとかというのは十分考えられるところでございますので、最初から完璧なものでなくても結構ですので、これを充実させていくような絶えずモニタリングと、それから修正というのが必要かなというふうに思いましたので、この点をちょっと事務局にお願いしたいなと思いました。以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。この制度では本当に常にモニタリングと、そして見直しというのが付きまとうわけですが、事務局への御要請として皆さん共感して受け止めているかと思えます。

それでは続きまして、砂田先生、お願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。大変いい報告書（案）をまとめてくださりまして、ありがとうございました。私としては内容に異論はありません。みんなで支えるユニバというキーワードを掲げて、人口縮小社会に向けて制度を変えていくというよい方向性を示すことができたと思っています。その上で2点コメントさせてください。

1点目は、5ページの役務提供確認データベースのところですね。利用者の視点からいろいろな課題を解決してほしいということが書かれているのはとてもよいと思います。一方で、このデータベースのマルとバツの意味をしっかりと理解できるのは通信事業者であって、利用者ではないことを考慮すべきだと思います。利用者が下手にこのマル・バツを見ますと、マルなのに来てくれない、バツとなっているけども、最後はやってくれたみたいな感じで、データベースそのものへの信頼が損なわれかねません。そこで、データベース

はあくまで事業者間の調整を効率化するツールと位置づけるのがよいのではないかと思います。

コメントの2点目は、三友先生がおっしゃったこととかなり関係しますが、今後のBBユニバの理念というか、そういうことを私も考えるべきだと思っていまして、電話を吸収して一本化していくという際には、そもそも制度の目的から考えたほうがいいのではないかと考えています。

これまでは市場競争を補完するのが制度の目的とされてきていて、言わば事業者に目を向けた目的になっているわけですが、そうではなくて、ユーザー、利用者、国民に目を向けた目的に変えていく、その上で、より簡素な制度にしていくという方向が目指されるべきだろうと考えています。

2点目のコメントは報告書とは関係ないんですが、最後なので意見を言わせていただきました。以上です。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。砂田委員にはいつも利用者目線での御意見を頂戴していたかと思ひますし、また、事業者の競争力の源泉などについてもいつもコメントを頂戴していたと振り返らせていただいております。

それでは続きまして、岡田先生、お願いいたします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。報告書作成、事務局大変お疲れさまでした。内容について大筋異論はありません。

私からは、ブロードバンドユニバの今後の理念に関わる話という御指摘が皆さんからいただいておりますけども、その点について経済学的な視点からちょっと申し上げたいことがあります。

スライド資料でいうと13ページで、現行の交付金制度は内部相互補助を組み込んだ形で設計されているということが述べられています。ただし、これまでの第一種のユニバの場合と第二種では技術や市場の環境が大きく異なっている。また、それに関与する事業者の範囲も大きく異なっている。こういった市場の環境が大きく異なっていることをよく認識して制度設計を進めていく必要があると思います。

その点、内部相互補助の内部というのは、ありていに言うと、NTTの内部における黒字部門から赤字部門への補填という意味があったわけですが、そのような捉え方が実態にそぐわなくなっていく。とくにブロードバンドの市場環境を考えていく場合、このような考え方を維持してしまうと、競争中立性と両立し難くなっていくという点に注意しなければいけないのではないかな。

その点、このスライド資料や報告書では、今後は担当支援区域が手挙げ制に変わっていくことを踏まえれば、赤字の見込まれる支援区域については、第二種適格電気通信事業者となることで自主的に整備・維持を担おうとするインセンティブが失われるという指摘がされていて、まさにこれは今申し上げたような市場環境の大きな違いに基づくものだと思っております。

今回の報告書（案）では、黒字とみなしているエリアにおいても、ある種、内部相互補助が実態として残る事業区域というものはあるわけですが、ただし、ここでは政策的に大幅に赤字になる特別支援区域あるいは公設区域のような政策的にユニバの対象とすべきエリアでは内部相互補助の考え方は取らないということが明記されていて、その点は大変良いと思っております。

競争中立性という観点を今申し上げたんですが、それのみではなくて、今後提供する技術自身が多様になっていくことを踏まえた上で、技術中立性という考え方も大変重要である。すなわち、事業者による自主的な技術選択を促していかなければいけない。それはイノベーションを促すことにも通じていく。ブロードバンドの技術は流動的であって、イノベーションが今後も進むことが見込まれる事業エリアですから、そういう観点からもこのような考え方はとても重要だと思います。

私から申し上げたいことは、競争中立性と、技術中立性という2点の観点から制度設計を考えていくことが今後重要であるということです。私からは以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。市場環境の違いに着目して、今後のブロードバンドユニバを考える理念の一つとして、競争中立性、技術中立性といったことに言及いただきまして、恐らくこれから、三友先生そして砂田先生がおっしゃっていた理念の再検討の場でも重要な概念を御提供いただいたと思っております。ありがとうございます。

それでは、今まで手が挙がっている先生はあと長田先生のみというふうに見えておりま

すが、ここで長田先生に御発言いただいて、その後で、関口先生もありがとうございます。
ひとまずは長田先生にお願いいたします。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。事務局には丁寧に様々な意見を取り入れてまとめていただいたと思っています。

その中で、一つ、これはお願いということになるんですけども、いずれにしろ事業者の皆さんは、今どういう政策が進み、どうしてほしいのかという確かな御意見をお持ちだと思えるんですけども、いわゆるユーザーの側からすれば、こういう政策が進められているということ自体はまだ知らない、でも何かが起こる、いずれ起こるということになって、一人一人別々のところで別々の課題を持ってしまうということも今後はあるんじゃないかなというふうに想定しています。

ですので、前にも申し上げましたし、総務省の御担当の皆さん御存じのことなんですけれども、地方自治体の皆さんに御協力をいただくに当たり、総務省から直接自治体に働きかけるとするのはなかなか仕組みとして難しい。この通信分野で非常に小さい自治体にまで働きかけるのは難しいところはあると思うんですけども、消費者庁に地方協力課というところがありまして、そこは各自治体、小さい組織にしても一人一人の消費者とつながるという視点からメッセージを発信する仕組みをお持ちですので、ぜひお互い協力をしながら、何か課題が起こったときにどうすればいい、ここへ言えばいいんだということを明確にすることとか、それから、一人一人が、本当に1人で抱え込んでしまって、どうしていいかも分からない方も出てくると思いますので、そういう方たちがどこへ相談すればいいのかということなども含めて、分かりやすい仕組みをぜひ今後つくっていただいて、それを政策を進めるのと同時に進めていただけたらいいなというふうに思っています。

以上、お願いします。

【大谷主査】

ありがとうございます。長田委員ならではのコメントをいただいたと思います。消費者庁も含めて、本当に全国の利用者全てについての課題だと思いますので、総務省の御努力は評価しつつも、全省庁でぜひ応援していただくべきことではないかなと思っております。

ありがとうございます。

ここまで多くの委員そして専門委員、そして構成員に御検討いただいていたわけですが、すみません、事務局のほうで欠席される委員などからお預かりしている御意見などがございましたら、ここで読み上げをお願いしたいと思いますが、特にお預かりしている御意見はございませんでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。特に今回は欠席されている構成員の方からメッセージ等はお預かりしておりませんので、大丈夫でございます。

また、関口先生が発言を希望されていらっしゃるかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。御欠席の委員からお預かりしているコメント等はないということですので、ここで満を持して関口主査からコメントを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

関口でございます。今回の第三次報告書（案）については私も賛成でございます。

この概要版で「見直し」と検索を入れると、26か所出てまいりまして、報告書（案）では37箇所の「見直し」という言葉が出てきます。この「見直し」の多さに象徴されるように、今回の三次報告書（案）は、基本的には制度を一度回してみた結果、不足しているところや補うべきところを直していくということだと思えます。

その意味では、一次、二次の報告書が掲げた大原則をそのまま踏襲しているので、若干基本理念の記述等が減っているというのは否めないかなというふうに思っているんですが、決して企業の自助努力を否定するという制度ではない。あくまでも自主的な企業努力に委ねながら、採算性の判断等で、どうしても進出し難いようなエリア展開について手厚い交付金が行くようにするというための見直しだと思っていまして、その意味では、企業努力を政策的に支援するという趣旨でいうと、内部相互補助という言葉も、そのように、企業努力を前提として、採算エリアの利益をもってしても不採算エリアの赤字を補いきれない

部分を補っていくという趣旨だと理解しております。

1、2、3次の報告書を全部読まないと、そこら辺が読み取れないのかもしれないんですが、今回、二次報告書までの必要な見直しについての修正に力点が移っているので、そうってしまったのも、ある意味では、仕方ないかなという気がいたしております。

もう一つ、先ほど二つの制度が並走していて、どこかで収束点を探さなければいけないと三友先生からコメントございました。私もそのように感じておりますが、ただ、現在の一種交付金は大宗を公衆電話の維持に使っておりまして、災害時用公衆電話、公衆電話をどのような位置づけにしていくかというところの議論を今後本格的に進めないといけないかなというふうに思っております。

緊急通報については、携帯電話による通報が過半を占め始めているという状況下では、公衆電話の位置づけというのは必須のものではないかもしれないけれども、それでもまだこれを不要というには時期尚早というふうに思いますので、公衆電話並びに災害時用公衆電話の扱いについては、今後どのような形で制度として支援を続けていくのかについて、もう少し突っ込んだ議論をこれからしなければいけないかなというふうには思っています。

特に、光ファイバには公衆電話の課金機能が装備されておらず、そういったソフトウェアを新たに開発するほどのメリットも見出し得ない中で、どのように公衆電話をメタル縮退の中に位置づけていくかを本格的に取り組まなければいけないかなというふうに考えておりまして、その解決を待って、一次、二次の交付金制度を一つにまとめていくということが見えてくるかなというふうに思いました。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。全体を振り返って御発言いただき、ありがとうございます。それから、忘れていたわけではないですが、いつも引っかかっている公衆電話の件についても御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ここまで委員、構成員の皆様の御意見を頂戴してきたわけですが、事務局側で、これらの御意見を振り返りまして、何かコメントがあるようでしたら御発言をいただきたいと思いますが、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

先生方、いろいろと御意見いただきまして、ありがとうございます。順次お答えしてまいりたいと思いますが、まず、三友先生おっしゃっていた企業努力というところですけど、私の考えということでいうと、報告書本体の、10ページ目のガイドラインのところの基本的考え方で書いているのですが、今回報告書をまとめるに当たって、全体を貫くコンセプトとして意識しておりました。

最終保障提供責務の導入に伴ってユニバーサルサービス制度が大きく変わります。その運用をしていくに当たっての基本的な視座としては、私の雑駁なイメージとして経済合理性という大きな壁、線があって、経済合理性が働く範囲ではぎりぎりまで、それこそここに書いていますけど、全ての事業者の企業努力、あるいは最終保障事業者に対して協力してあげるよ、ビジネスベースでという協力関係の構築、こういうのをなるべく経済合理性の壁ぎりぎりまで進めていただけるように、ガイドラインはそういう頭でまとめていただいているというふうに思っていますし、私もそういう考えで5月の事務局資料をお示しをしてございました。

それでも経済合理性がどうしても働かないエリアというのは日本にはありまして、そういうところはしっかり交付金でちゃんと補填をすることによって、そういうところでもしっかり通信環境が整うようにする。この両輪、企業が自分たちで頑張ることができるところはぎりぎりまでやっていただいて、そこから先、どうしても手が伸び切らないところはしっかり交付金という形でしっかり充実した補填にする。この両輪がうまく回るような頭で今後新しいユニバ制度を運用していきたいなという思いで、そのためのパラグラフは書かせていただいております。

これは経済合理性が働く範囲で、ほかの事業者さん全員がみんなで支えていただきます。近隣事業者として、あるいは一つの区域内事業者として支えていただく。こちら側では最終保障事業者がいわゆるラストリゾートとしてサービスを支えますし、それを負担金という形で支えていただく。まさにみんなで支えるユニバというのは、私のイメージはこういう思いで書いてございました。これがまず私が一番初めにお答えしたかったことということになります。

それから、ユニバーサルサービス制度が、二つ制度があって、ブロードバンド、電話のユニバの扱いというのをどうしていくかという趣旨の御意見幾つかいただいたと思っていますけれども、そのうちメタルが終わっていったら、光ファイバとか携帯電話をベースとし

て新たな交付金制度というのを考えていかなきゃいけないというメッセージを今回まとめてくださっていますけれども、そこにも書いていますが、電話のユニバーサルサービスというのはそもそも何なのか、まさに電話のほうの理念というのもしっかり考えた上で、光ファイバをベースとした新しい交付金制度に恐らくなっていくんだらうと、今、この報告書の上では見通しになっております。

なので、そこでブロードバンドと一緒にするのかどうなのか。まさにブロードバンドの理念と同じなのか、違うのか。違うなら、違うけれども、交付金制度を同じにするのか。この辺りは少し骨太な議論がそう遠くない将来に私は必要になってくると思って、その視点を今回たくさん先生方にいただいたなと思って、御意見を聞いてございました。

それから、春日先生ですね、ガイドラインの話ですけれども、できるだけ事業者の方々に予見可能性を持ってこの制度に向き合っていただくために、なるべく早くというのは御指摘のとおりかなと思ってしまして、最後のスケジュールでもお示ししていましたけれども、オレンジの丸で制度整備等を実施とやっている中で、なるべく早いところでガイドラインを出せばいいなということで、これはちょっと総務省で頑張らなきゃなというところだと思っております。

それから、藤井先生のカバー率の話ですけれども、先生おっしゃったとおり、携帯電話、モバイルベースだと人口カバー率も面積カバー率も様々なカバー率、考え方あると思っています。今回、ユニバーサルサービスを提供するカバー率ということは、基本的な面積じゃなくて人口のほうに寄っていくんだと私は理解していますけれども、いずれにしても、今回カバー率を算定する事業者にとって余計な負担にならない、制度の趣旨が達成できる範囲で、なるべく負担のかからないカバー率というのをしっかりユニバ制度においても、モバイルベースのものも念頭に設定したいなというふうに考えてございます。

それから、長田先生にいただきました自治体の話です。今回、役務提供確認の御議論いただいたときも自治体というプレーヤーの存在がキーになるというお話がありました。それから、ガイドラインでも提供を求める自治体が地域住民を代表するような形で、基盤整備してくれということもあり得るんじゃないか。こういう御議論もあったというふうに承知をしてございます。

一方で、例えば、総務省関係だと地デジとか、あるいはメタルのマイグレーションのような全ての利用者、お客様を巻き込んでいくという営みとちょっと違うと思ってしまして、今回、その求めが、ニーズのある利用者さんが自ら申し出ていく、そういうことですので、

その違いもよく踏まえながら、自治体さんにどういう役割を果たしていただけたらいいのかなのか、これはしっかり考えた上で、自治体さんへの適切なアプローチというのを検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、砂田先生のデータベースのマル・バツの話ですけれども、事業者間会合におきましても、マル・バツというこのデータベース自体は最終保障事業者が見るものであって、利用者さんが直接見るということは想定されておりません。

一方で、マルというふうにデータベース上出てきた事業者さんは、ここだと事業者Bとか事業者Cというのがいますよということ自体は、返す、利用者さんは事業者Bの名前と連絡先みたいなものをもらうイメージになっています。

そこは10%を閾値としているので、精度がどうしても完璧ではないということ自体は残りますので、そこは今回の報告書にも書いていますけれども、精度を高める工夫というのは引き続き事業者間会合で検討を深めてもらいたいなというふうに事務局としても考えているところでございます。

全てを拾い切れているわけではないかもしれませんが、先生方の御意見に対する事務局の考えは以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。一通り、委員、構成員の皆様には御意見を述べていただいたところでありますけれども、今の事務局のコメントなども踏まえて、重ねてコメントされる先生方がいらっしゃいましたら、またチャット欄への御記入をお願いいたします。それでは、三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】

御回答ありがとうございました。岸さんが御説明されたことは全くそのとおりだと思いますし、この10ページに書いてあることというのは大変大事だと思います。なぜ私がそのようなことを申し上げましたかというと、一般的な議論としては、セーフティーネットみたいなものが整備されると、努力するインセンティブがそがれるということが一般論としてあるというのが前提です。

それに加えて、重要なのは、今後日本では人口が急速に減っていきますので、このユニバの発動するエリアというものが拡大していく、放っとしても拡大していくと思うんです

ね。ですが、なすがままにエリアが拡大していったら、給付金額が増えていくということになるべく抑えなければいけないということもあろうかと思います。そのところも踏まえて、なるべくビジネスインセンティブが維持できるような仕組みも考えていかなきゃいけないんだらうということです。

もちろん、ユニバを発動することによってビジネスが継続されるという側面は非常に大きいと思いますけれども、ただ、それと同時に、ユニバがあるからということで企業努力がそがれるようなことがないように、そういうことはないと信じておりますけれども、ないようにしなければいけないというのも政策の役割かと思っています。私から以上でございます。ありがとうございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。三友先生がおっしゃるように、ユニバがあるために企業努力が損なわれるといったことが起きていないか。それから、過度にユニバのエリアが拡大して、負担金・交付金の規模が大きくなり過ぎないかということについても引き続きモニタリングが必要だと思いますし、また、全体のこの報告書の最後にも書いているとおりだと思いますけれども、これからのイノベーションを促進させる、そんなメッセージも込めてこちらの報告書の案文を御用意いただいておりますので、恐らくここに集まっているみんなの思いがそこにあるかなと思っております。事務局も含めてだと思っております。貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、まとめに入らせていただこうかと思います。ほかに御意見、御質問がないようでしたら、意見交換の時間はここまでとさせていただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

報告書の案文につきましては、特に修正が必要という御意見はいただいておりますので、この委員会の三次報告書（案）につきましては、この案のとおりとさせていただきます。後日、電気通信事業政策部会に報告することとさせていただきます。

なお、この報告書の案に形式的な修正などが必要になった場合には、私のほうに御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、皆様から非常に貴重なコメントをいただいたことに重ねるような形で恐縮ですが、この三次報告書の取りまとめに当たりまして、私からも一言コメントをさせていただければと思います。

少し昔を振り返ってみますと、第二種交付金制度の在り方を議論するに当たりましては、負担と支援の公平性といったものを担保しつつ、負担金、交付金が膨大な規模にならず、持続可能性の高い制度を構築しようとして議論を重ねてきたということがあったと思います。

そのような考え方に基づいて、情報を緻密に収集し、また、数値基準や閾値というのを厳格に定めてきたということもありますし、取りまとめなども年に1回というような頻度で実施しようとしていたということですが、それは公平性の担保、そして負担金の抑制という政策目的には資するものの、交付金の規模が1.5億円にとどまったということ。そして、あわせて制度の使い勝手や手続に伴う負担が大きいということで、多くの御意見をいただくことになったことを振り返って思います。

また、光ファイバの世帯カバー率を2027年度末までに99.9%とすることを目指すという政府目標の達成に向けましても、整備促進のインセンティブとなる仕組みもさらに厚みを持たせていくことが必要だというふうに考えて、この機会に内部相互補助の例外を拡充することになったのは理にかなった方針転換であると評価しているところです。

特に、御説明もプレゼンテーションをいただきましたけれども、離島での産業、そして離島での暮らしというのは、我が国の国土の豊かさそのものだとかねてから感じておりまして、公設の海底ケーブルを譲り受けて離島をつなげている事業者の皆さんに十分な支援ができるように見直しができたことは意義深い見直しだったと思っております。

これまでも走りながらの見直しということを言い続けてまいりましたし、これからも制度の在り方は、今日多数の御意見を頂戴したように、不断の見直しが必要だと思っております。

また、ユーザーの目線から、みんなで支えるユニバの制度が、理解が浸透していくように、事業者をはじめ関係者全員の努力が必要であるとも認識しております。

取りまとめに当たりまして、有益な問題提起をしてくださった事業者の皆様、それから熱心な御議論に参加くださった関口主査をはじめとする委員の皆様、また、情熱を持って制度の見直しに関与してくださった事務局の皆様に御礼を申し上げたいと思います。

それでは、事務局からの御連絡事項がありましたら、お願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

大谷主査からもありましたとおり、本日御議論いただきました三次報告書（案）につきましては、所要の手続を経て、本委員会の親会である電気通信事業政策部会に報告をし、御審議いただく予定となっております。

また、次回会合の日程につきましては後日事務局より御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

それでは、以上をもちまして、第54回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会、及び第11回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ合同会合を終了いたします。本日もありがとうございました。

以上